

## ◇ 可燃ごみ・不燃ごみの分け方と出し方 ◇

### 「可燃ごみ」とは？

- 生ごみ【生ごみ処理機などの助成制度があります。(P40)】
- 草木を原材料とした製品
- ゴム類
- 皮革類
- ビニール類
- 資源にならない紙、繊維、プラスチック類
- など

### 「不燃ごみ」とは？

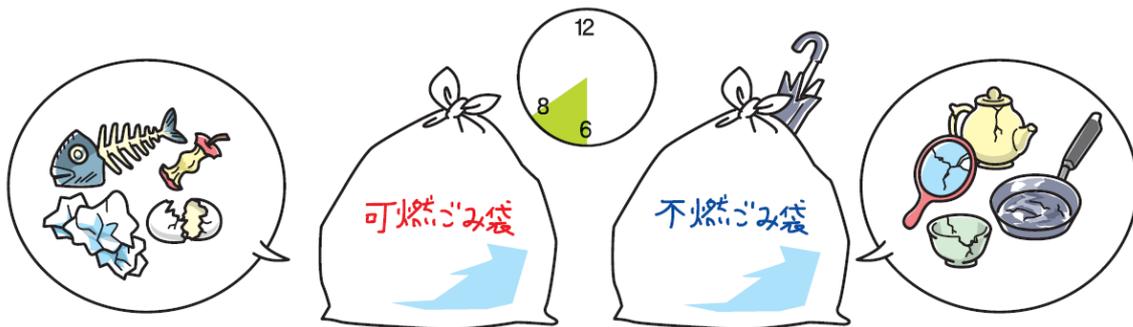
- 金属を原材料とした製品
- ガラスや陶磁器を原材料とした製品
- これらと可燃物を原材料とした製品
- など

詳しい品目は、P22～39の「50音分別表」をご覧ください。

## 出し方

可燃ごみと不燃ごみは**分別**して、**君津市指定のごみ袋**に入れて、

**収集日の朝6時から8時までに一般ごみステーション**に出します。



※袋の口を縛ってはみ出さない状態にしてください。1枚の袋に入らないものは、「粗大ごみ」です。ただし、蛍光灯・傘・バット・ラケット・空気入れ・つえは指定大袋に限り、袋からはみ出しても構いません。

## お願い

- 可燃ごみに不燃ごみを混ぜないでください。※収集できません。
- 刃物・割れ物等は新聞紙等に包んでから、袋に危険物と書いて入れてください。
- 乾電池は必ず抜いてください。※火災の原因になります。
- スプレー缶が可燃ごみ・不燃ごみに混入すると、ごみ収集車やごみ処理施設での火災の原因になりますので、必ず資源ごみ「缶類」で出してください。(P11)